

一戸町で、新たなスタートを。

New
2026
一戸町
版



全国から一戸町にU・Iターンする
若者（40歳未満）が対象です

一般

基礎額

【世帯】25万円

【単身】15万円

加算額

【子育て加算】

18歳未満の子ども
1人につき 25万円

【18歳～25歳加算】

申請者が
26歳未満なら 5万円

【女性加算】

申請者が
女性なら 5万円

新卒者

基礎額

15万円

加算額

【18歳～25歳加算】

申請者が
26歳未満なら 5万円

【女性加算】

申請者が
女性なら 5万円

令和8年度
4月開始

一戸町 若者U・Iターン 支援金

■移住元要件

<一般>

以下のア及びイの期間に県外に在住していた方

ア 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上

イ 住民票を移す直前に連続して1年以上

<新卒者>

以下のア・イ・ウを全て満たす方

ア 県外に所在する大学等（大学、大学院、高等専門学校、専門学校等）又は高等学校等に在籍していたこと。

イ 転入直前の3年以内にアの大学等又は高等学校等を卒業・修了したこと。

ウ アの在籍期間中から一戸町に転入する直前まで、県外に在住していたこと。

お問い合わせはこちら

一戸町政策企画課

〒028-5311

岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢
24-9

電話：0195-33-4851（直通）

mail：machi@town.ichinohe.iwate.jp



一戸町
ホームページ

移住後において満たすべき要件などがあります（下記のいずれかに該当）

- ・ 県内企業に就業（移住支援金対象求人／専門人材）
- ・ 岩手県地方創生起業支援金の交付決定を受けて起業
- ・ 移住する前からの業務をテレワークで継続
- ・ 一戸町が定める要件に該当

町の移住相談窓口で移住相談実績がある方／町内の小中学校、高校に在学していた方／町内に3親等以内の親族が居住している方など
※詳細は裏面をご覧ください。

▼対象（一般又は新卒者）ごとの移住前要件・移住後要件について

【一般】

一戸町へ移住（進学・転勤を除く）した時点において40歳未満であり、「移住前要件」及び「移住後要件」の両方に該当

<移住前要件> 次の3つ全てに該当

- ① 町に移住する直前の10年間のうち通算5年以上、岩手県外に在住
- ② 町に移住する直前、連続して1年以上、岩手県外に在住
- ③ 町への移住時に住民票を岩手県外から異動

<移住後要件> 次のいずれか1つに該当

- ① 岩手県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」掲載の“移住支援金対象求人”に就業
- ② 内閣府「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して、専門人材として就業
- ③ 「岩手県地方創生起業支援金」の交付決定を受けて起業し、起業した事業を申請日から5年以上継続する意思がある
- ④ 町に移住する前からの業務をテレワークで継続
- ⑤ 町が定める要件に該当（下記参照）

県就職マッチングサイト
「シゴトバクラシバいわて」



【新卒者】

一戸町へ移住（進学・転勤を除く）した時点において40歳未満であり、「移住前要件」及び「移住後要件」の両方に該当

<移住前要件> 次の3つ全てに該当

- ① 町に移住する前に、岩手県外に在住し、かつ、岩手県外の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等）又は高等学校に在籍していたこと
- ② 町への移住直前の3年以内に、①の大学等又は高等学校等を卒業・修了
- ③ ①の在籍期間中から町に転入する直前まで、県外に在住

※ 別途、県外へ転出したこと及び県外から転入したことを証明する書類の提出が必要です。

<移住後要件> 次のいずれか1つに該当

- ① 岩手県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」掲載の“移住支援金対象求人”（新卒求人）に就業
- ② 町が定める要件に該当（下記参照）

町が定める要件について（下記①と②の両方に該当するもの）

【①支給対象者要件】

- (ア) 町の移住相談窓口で移住相談実績がある
- (イ) 町内の小中学校又は高校に在学していた
- (ウ) 町内に3親等以内の親族が居住している
- (エ) 一戸夢ファームで2週間以上の研修実績がある
- (オ) 岩手県「遠恋複業」による複業実績がある

【②地域の担い手確保要件】

- (ア) 農林水産業に従事
- (イ) 家業等へ就業
- (ウ) 起業し町内に事業所を設置
- (エ) 町が認めた企業へ就業
- (オ) 地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組みに恒常的に参加し、移住後も継続する意向がある

▼よくあるご質問 Q&A

Q1 申請のタイミングを教えてください。

A1 申請期限は移住（転入）後1年以内です。なお、県が実施する「いわてお試し居住体験事業」を利用して移住した方は、入居期間終了日から1年以内まで申請が可能です。

Q2 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください。

A2 ①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること、②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと、③テレワークにより勤務（原則として、恒常的に通勤しない）し、かつ、週20時間以上テレワークを実施することなどが要件です。

Q3 「岩手県移住支援金」や「地方就職支援金」との併給はできますか。

A3 できません。

Q4 必ず住民票を岩手県外から一戸町に異動しなければ、要件に該当しませんか。

A4 「一般」の区分に該当する場合は、住民票を一戸町へ異動することが必須となります。一方で、「新卒者」の区分に該当する場合は、進学に伴い岩手県外へ住民票を異動しなかった場合でも支給対象とします。別途、県外へ転出したこと及び県外から転入したことを証明する書類の提出が必要です。提出書類等の詳細はチラシ表面のお問い合わせ先へご連絡ください。

Q5 支援金の使途に制限はありますか。

A5 制限はありません。

Q6 令和8年度の申請期限はいつまでですか。

A6 令和9年2月1日（月）までに申請書の提出をお願いします。（必着）

この支援金は、岩手県企業局の「震災復興・ふるさと振興パワー積立金」を活用して実施しています。